

# 清須市地域防災計画

## 新旧対照表

平成23年改正

## 清須市防災計画 第1部 総則 (H23.2.18時点)

現 行		改 正 案	
P6	第2 県 [表中] 14 <u>危険物施設</u> の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査	第2 県 [表中] 14 <u>危険物等施設</u> の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査	県防災計画の 修正
P8	第3 指定地方行政機関 東海農政局 [表中] 10 <u>米穀・乾パン</u> 等応急食料の調達・供給 11 <u>食料品の需給、価格等の動向調査</u>	第3 指定地方行政機関 東海農政局 [表中] 10 <u>米穀</u> の応急食料の調達 11 <u>食料の需給・価格等動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売り業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</u>	県防災計画の 修正
P12	第7 一部事務組合等 表の機関の名称 <u>尾張共立病院組合 (感染症隔離病舎)</u>	第7 一部事務組合等 表の機関の名称 <b>【削除】</b>	組合の解散に よる修正

## 清須市防災計画 第3部 風水害等災害応急対策計画 (H23. 2. 18 時点)

現 行		改 正 案									
P135	<p>4 災害派遣部隊の活動範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救援物資の無償貸付又は譲与</td> <td>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は譲与する。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	活 動 内 容	救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	<p>4 災害派遣部隊の活動範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物資の無償貸付又は譲与</td> <td>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	活 動 内 容	物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。	県防災計画の修正
項 目	活 動 内 容										
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は譲与する。										
項 目	活 動 内 容										
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。										
P139	<p>① 県医療救護班及び西名古屋医師会への要請</p> <p>ア 市民環境部長及び健康副支部長は、必要と認められる場合は、市長を通じて、県(衛生部長)に県医療救護班の派遣の要請を行う。</p>	<p>① 県医療救護班及び西名古屋医師会への要請</p> <p>ア 市民環境部長及び健康副支部長は、必要と認められる場合は、市長を通じて、県(健康福祉部健康担当局長)に県医療救護班の派遣の要請を行う。</p>	県の組織再編による修正								
P176	<p>4 応援協力関係</p> <p>② 市は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。</p>	<p>4 応援協力関係</p> <p>② 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。</p>	県防災計画の修正								
P181	<p>第1 実施体制</p> <p>1 対策実施上の時期区分「表中」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>措置のめやす</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅被災・避難期</td> <td>●建築物の応急危険度判定の実施及び危険防止措置</td> </tr> </tbody> </table>	区分	措置のめやす	住宅被災・避難期	●建築物の応急危険度判定の実施及び危険防止措置	<p>第1 実施体制</p> <p>1 対策実施上の時期区分「表中」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>措置のめやす</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅被災・避難期</td> <td>●被災宅地危険度判定の実施及び危険防止措置</td> </tr> </tbody> </table>	区分	措置のめやす	住宅被災・避難期	●被災宅地危険度判定の実施及び危険防止措置	県防災計画の修正
区分	措置のめやす										
住宅被災・避難期	●建築物の応急危険度判定の実施及び危険防止措置										
区分	措置のめやす										
住宅被災・避難期	●被災宅地危険度判定の実施及び危険防止措置										

現 行		改 正 案												
P182	第1 実施体制 2 災害時「住」対策推進会議の設置 [表中]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>役割のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>③ <b>応急</b>危険度判定の実施及び結果に基づき必要となる措置の実施</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>① <b>応急</b>危険度判定実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成</td> </tr> <tr> <td>国・防災関係機関</td> <td>① <b>応急</b>危険度判定実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成支援</td> </tr> <tr> <td>愛知県建設業協会</td> <td>① <b>応急</b>危険度判定作業実施の協力</td> </tr> </tbody> </table>	名称	役割のあらまし	市	③ <b>応急</b> 危険度判定の実施及び結果に基づき必要となる措置の実施	県	① <b>応急</b> 危険度判定実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成	国・防災関係機関	① <b>応急</b> 危険度判定実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成支援	愛知県建設業協会	① <b>応急</b> 危険度判定作業実施の協力	第1 実施体制 2 災害時「住」対策推進会議の設置 [表中]	県防災計画の修正
	名称	役割のあらまし												
市	③ <b>応急</b> 危険度判定の実施及び結果に基づき必要となる措置の実施													
県	① <b>応急</b> 危険度判定実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成													
国・防災関係機関	① <b>応急</b> 危険度判定実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成支援													
愛知県建設業協会	① <b>応急</b> 危険度判定作業実施の協力													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>役割のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>③ <b>被災宅地</b>危険度判定の実施及び結果に基づき必要となる措置の実施</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>① <b>被災宅地</b>危険度判定実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成</td> </tr> <tr> <td>国・防災関係機関</td> <td>① <b>被災宅地</b>危険度判定実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成支援</td> </tr> <tr> <td>愛知県建設業協会</td> <td>① <b>被災宅地</b>危険度判定作業実施の協力</td> </tr> </tbody> </table>	名称	役割のあらまし	市	③ <b>被災宅地</b> 危険度判定の実施及び結果に基づき必要となる措置の実施	県	① <b>被災宅地</b> 危険度判定実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成	国・防災関係機関	① <b>被災宅地</b> 危険度判定実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成支援	愛知県建設業協会	① <b>被災宅地</b> 危険度判定作業実施の協力				
名称	役割のあらまし													
市	③ <b>被災宅地</b> 危険度判定の実施及び結果に基づき必要となる措置の実施													
県	① <b>被災宅地</b> 危険度判定実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成													
国・防災関係機関	① <b>被災宅地</b> 危険度判定実施のための応援要員の確保並びに作業基準・マニュアルの作成支援													
愛知県建設業協会	① <b>被災宅地</b> 危険度判定作業実施の協力													
P190	第4 被災宅地の応急危険度判定 1 方針 降雨の等の災害により、多くの宅地が被害を受けることが予測され、さらに被災した宅地により、その後市民の生命に関わる二次災害の発生のおそれがある。災害直後に宅地の安全性はどうかなどの判断は、専門知識を持たない被災者には困難である。そこで、あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して <b>応急</b> 危険度判定を行い、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。	第4 被災宅地の応急危険度判定 1 方針 降雨の等の災害により、多くの宅地が被害を受けることが予測され、さらに被災した宅地により、その後市民の生命に関わる二次災害の発生のおそれがある。災害直後に宅地の安全性はどうかなどの判断は、専門知識を持たない被災者には困難である。そこで、あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して <b>被災宅地</b> 危険度判定を行い、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。	県防災計画の修正											

	現 行	改 正 案	
P190	<p>2 <u>応急</u>危険度判定実施本部の設置</p> <p>① 市は、市の地域内で<u>応急</u>危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に市<u>応急</u>危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。</p> <p>② 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の<u>応急</u>危険度判定支援本部へ支援要請を行う。</p> <p>③ 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、<u>応急</u>危険度判定活動を実施する。</p>	<p>2 <u>被災宅地</u>危険度判定実施本部の設置</p> <p>① 市は、市の地域内で<u>被災宅地</u>危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に市<u>被災宅地</u>危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。</p> <p>② 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の<u>被災宅地</u>危険度判定支援本部へ支援要請を行う。</p> <p>③ 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、<u>被災宅地</u>危険度判定活動を実施する。</p>	県防災計画の修正
P196	<p>5 文教施設・設備等の確保及び応急の教育の実施 （2）応急な教育施設の確保と授業等の実施方法</p> <p>オ 校舎等が集団避難施設となる場合は、授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、<u>早期授業の再開を図る。</u></p>	<p>5 文教施設・設備等の確保及び応急の教育の実施 （2）応急な教育施設の確保と授業等の実施方法</p> <p>オ 校舎等が集団避難施設となる場合は、授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、<u>授業の早期再開を図る。</u></p>	県防災計画の修正
P203	<p>2 道路・橋梁等の応急措置</p> <p>① 被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、公用車による巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、<u>関係機関との緊密な情報交換を行う。</u></p>	<p>2 道路・橋梁等の応急措置</p> <p>① 被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、公用車による巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、<u>道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</u></p>	県防災計画の修正
P230	<p>2 実施内容</p> <p>② 大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又はう回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する（<u>第16節</u>「交通」参照。）</p>	<p>2 実施内容</p> <p>② 大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又はう回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する（<u>第22節</u>「交通」参照。）</p>	節番号修正

現 行		改 正 案	
P171	第16節 <u>死体</u> の捜索・処理・埋火葬 本文中「 <u>死体</u> 」	第16節 <u>遺体</u> の捜索・処理・埋火葬 本文中「 <u>遺体</u> 」に変更	県防災計画の 修正
P226	(2) 自衛隊航空機の事故による災害が発生した場合 [表中] <u>名古屋航空事務所</u>	(2) 自衛隊航空機の事故による災害が発生した場合 [表中] <u>大阪航空局中部空港事務所</u>	県防災計画と の整合
P226	2 実施内容 ④ 負傷者が発生した場合は、地元医療機関、保健所等で医療班を組織し、現地に派遣し応急処理を施した後に西消防署救急隊等により適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。 なお、死者が発生した場合の <u>死体</u> の収容、捜索、処理活動等は、 <u>第10節</u> 「 <u>死体</u> の捜索・処理・埋火葬」の定めにより実施する。	2 実施内容 ④ 負傷者が発生した場合は、地元医療機関、保健所等で医療班を組織し、現地に派遣し応急処理を施した後に西消防署救急隊等により適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。 なお、死者が発生した場合の <u>遺体</u> の収容、捜索、処理活動等は、 <u>第16節</u> 「 <u>遺体</u> の捜索・処理・埋火葬」の定めにより実施する。	県防災計画の 修正
P228	2 実施機関 ④ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。 なお、死者が発生した場合の <u>死体</u> の収容、捜索、処理活動等は、 <u>第10節</u> 「 <u>死体</u> の捜索・処理・埋火葬」の定めにより実施する。	2 実施機関 ④ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。 なお、死者が発生した場合の <u>遺体</u> の収容、捜索、処理活動等は、 <u>第16節</u> 「 <u>遺体</u> の捜索・処理・埋火葬」の定めにより実施する。	県防災計画の 修正

現 行		改 正 案	
P230	<p>2 実施内容</p> <p>⑤ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。</p> <p>なお、死者が発生した場合の<b>死体</b>の収容、捜索、処理活動等は、<b>第10節「死体の捜索・処理・埋火葬」</b>の定めにより実施する。</p>	<p>2 実施内容</p> <p>⑤ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。</p> <p>なお、死者が発生した場合の<b>遺体</b>の収容、捜索、処理活動等は、<b>第16節「遺体の捜索・処理・埋火葬」</b>の定めにより実施する。</p>	<p>県防災計画の修正</p>
P236	<p>2 実施内容</p> <p>(1) 市</p> <p>⑤ 市では対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を要請する。</p> <p>なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防本部を含む。）は、「愛知県広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。</p>	<p>2 実施内容</p> <p>(1) 市</p> <p>⑤ 市では対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を要請する。</p> <p>なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（消防本部を含む。）は、「愛知県<b>内</b>広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。</p>	<p>県防災計画との整合</p>
P237	<p>2 実施内容</p> <p>(1) 市</p> <p>⑦ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。</p> <p>なお、死者が発生した場合の<b>死体</b>の収容、捜索、処理活動等は、<b>第11節「死体の捜索・処理・埋火葬」</b>の定めにより実施する。</p>	<p>2 実施内容</p> <p>(1) 市</p> <p>⑦ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。</p> <p>なお、死者が発生した場合の<b>遺体</b>の収容、捜索、処理活動等は、<b>第16節「遺体の捜索・処理・埋火葬」</b>の定めにより実施する。</p>	<p>県防災計画の修正</p>

## 清須市防災計画 第4部 地震災害応急対策計画 (H23.2.18時点)

現 行		改 正 案	
P277	<p>■基本的な考え方</p> <p>「第3部 風水害災害応急対策計画 第19節 災害における「住」対策」を参照。</p>	<p>■基本的な考え方</p> <p>「第3部 風水害災害応急対策計画 第19節 災害における「住」対策」を参照。  <u>ただし、「宅地」は、「住宅地」と読み替え、「被災宅地危険度判定」は、「応急危険度判定」と読み替える。</u></p>	県防災計画の修正
P288	<p>1 実施責任者</p> <p>① 危険物及びその施設の<u>所有者、占有者</u></p> <p>2 市の役割</p> <p>① 危険物及びその施設の<u>所有者、占有者</u>に対して危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要がある時は、警戒区域を設定し、一般住民の立入り制限、退去等を命令する。</p>	<p>1 実施責任者</p> <p>① 危険物及びその施設の<u>所有者、管理者又は占有者</u></p> <p>2 市の役割</p> <p>① 危険物及びその施設の<u>所有者、管理者又は占有者</u>に対して危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要がある時は、警戒区域を設定し、一般住民の立入り制限、退去等を命令する。</p>	県防災計画の修正
P274	<p>第18節 死体の埋火葬</p> <p>本文中「<u>死体</u>」</p>	<p>第18節 死体の埋火葬</p> <p>本文中「<u>遺体</u>」に変更</p>	県防災計画の修正